

身体拘束廃止に向けた取り組み

「あさひの家・虹工房」では、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動の制限をしません。

緊急やむを得ないと判断した場合、以下の手続きを経て実施します。

1、身体拘束廃止委員会の開催

○構成メンバー：相談支援専門員、生活支援員、指導員 等

検討内容：拘束が必要と思われる現状の把握と問題点の整理

1	切迫性	利用者本人、又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える介護方法が他にないこと。
3	一時性	身体拘束その他の行動制限が、一時的なものであること。

※三要件をすべて満たす状態であるかを確認する。

※カンファレンスの内容は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に記録する。

※カンファレンスでの検討結果をセンター長に報告し助言を仰ぐ。また、センター長の指示にもとづき下記の手続きに移る。

※生活支援員は検討内容を担当相談支援専門員に伝え、対応の連携を図る。

2、利用者、家族等への説明

- ・家族、又は身元引受人等に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にもとづき、相談支援専門員及び担当サービス管理責任者が詳細な説明を行う。
- ・家族等の十分な理解と同意を得る（説明書に署名を求める）。

3、身体拘束記録への記載

- ・実際に身体拘束を行う場合は、日付、時間、心身の状況等を「身体拘束記録表」に記録する。

4、拘束解除を目標に継続的カンファレンスを行う

- ・身体的拘束・行動制限が行われている場合は、解除を目標に継続審議する。
- ・身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、契約者、家族、担当相談支援専門員に報告する。

5、リスクマネジメント

- ・リスクマネジメント担当は施設内の身体拘束の実態について把握し、定期的に身体拘束等廃止委員会を開催し利用者人権擁護の視点から客観的に職員に対して意見及び助言する。
- ・身体拘束防止に関連する職員研修を実施し、身体拘束と利用者の権利擁護知識の向上を図る。

6、その他

- ・詳細については「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚労省 身体拘束ゼロ作戦推進会議）に因るものとする。（詳細については会議録等保管棚内のファイル「身体拘束ゼロへの手引き」参照）